

「貢品」と「下賜品」に見る中琉関係

孫, 薇

(出版者 / Publisher)

法政大学沖縄文化研究所

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

沖縄文化研究

(巻 / Volume)

29

(開始ページ / Start Page)

193

(終了ページ / End Page)

214

(発行年 / Year)

2003-03-31

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00015906>

「貢品」と「下賜品」に見る中琉関係

はじめに

一、貢

- 1、方物としての貢―その所産地
- 2、貢の数と質
- 3、中琉関係の中における貢の役割

孫

薇

二、賜

1、下賜品の中にある冠帯

2、下賜品の外にある印・勅書

(1) 割拠時代における王の数

(2) 明清交替期における琉球側の策略

i 尚泰久の使ったトリック

ii 尚質の真意

終わりに

はじめに

中国と琉球との交流関係の中で、もつとも頻繁で、長期にわたるものとして、存在するのは、朝貢である。本論の中で、朝貢とは何か、朝貢と対となっている給賜（下賜・賜与）とは何か、この両者はどのような関係にあり、どのように認識され、どのような問題が存在するかについて、まとめるこ

とにより、中国と琉球との関係究明に貢献したい。

一、貢

貢は諸侯が天子に献げる地元産の物であり、朝は諸侯が臣の禮を尽くし、天子に謁見するために朝廷に集まることである。朝貢とは、定期的に貢品を捧げ、天子に謁見するために、朝廷にあがることである。

1、方物としての貢―その所産地

貢品は方物とも言う。方物とは「一方所産の物（一つの土地＝一地域でとれる物）」である。早くも洪武三（一三七〇）年、朱元璋が「貢物というのは、ただ所産の物のみで、贅沢なものになってはいけない」との考え方を示した。

洪武六（一三七三）年、朝鮮国王が馬を五十匹、貢物として進めるために使者を遣わした。途中で馬が二匹死んだため、使者は、途中で購入した普通の馬を用いて補充した。皇帝がこの貢物に当てられた馬を却下した。朝鮮という土地でとれる物でない馬は、「私馬」と見て、この私馬を捧げるのは、「不誠」と見て受け取らなかったのである（一）。

これと対照的には、嘉靖三十二（一五五三）年、暹羅が使者を遣わし、白い象と方物を貢ぎに来た

が、象が途中で死亡した。使者が珠寶をもって、その齒を飾り、お皿に盛り、象の尾とともに献げに
来た。皇帝がその意（気持ち）を嘉とし、彼らに厚いお返しをした（2）。小さい齒でも尾でも暹羅と
いう土地で取れたものであるから、彼らの「誠」と考え、奨励したのである。

「琉球と中国は十九世紀の半ばに至るまで、朝貢・冊封関係を結んできた。その中で琉球は明代中
期まで東南アジアで中国への朝貢品を調達した時期があります。このような東南アジアにしか産しな
いものを琉球が中国に琉球からの朝貢品として送っていた」（3）というのは、事実である。しかし、
これは「その土地に取れるもの」という方物の基本原則が変化したことを意味していない。これは、
その時点で琉球には取れるものは、何も無いから、代替物として、琉球で流通しているものを進貢し
たいということに対する特別な許可である（4）。

清朝が成立後まもなく、『大明会典』に基づき、作った琉球からの貢物リストを琉球側に提出され、
このとおりに進貢させようとした。しかし、琉球側は、これは琉球産のものではないから、貢品とし
て出せないと説明した。この説明に対して、清朝は「すべて、土産に非ざるものならば、その入貢を
免ず」（5）と許可した。貢品に対する明朝の考え方を、清朝廷は、そのまま受け継いでいる。満とい
う少数民族が作り出した清朝の時代になってからも、変化しない中国側の「土産」という「方物」の
出所にこだわる姿勢が見られる。

2、貢の数と質

また、貢ぐ方物は、数量が多ければ多いほどよいわけでもない。洪武五（一三七二）年、朝鮮がしばしば使者を派遣した。そのため、「三年に一回或いは年に一回の礼を守らせるべきである。貢ぐ方物も、所産の布の十匹のみをもって足りる」（6）と朱元璋が明言した。そして、自分のこの考えを占城など当時の朝貢国や、今後「新しくついてくる遠い邦で、中国に来る者」にも伝えよと、はじめて進貢の期間、貢品の数量に関して、自分の態度を明らかにした。朱元璋は朝貢を「ただ誠意と敬意を表すものに過ぎない」（7）と考えていた。

正統二（一四三七）年、礼部が「琉球国の貢馬が低くて小さい。高くて大きい馬を選ばせ、貢物に充てさせるべき」と皇帝に請求したが、「遠人が義を慕い入貢し、物の優劣を考える必要はない。彼らの自らの貢にまかせなさい」（8）との答えが出た。

属国に望んでいる貢物は、贅沢品でもなければ、質の良い物でもない。重要なのは、ただ、その土地で取れるもので、そして、その土地の人々がみずから決めた誠意と敬意を表わせる方物のみである。黒奴という黒人の奴隷も、場合によって、去勢した人も方物になれた。このように、貢品は下の者が誠意と敬意を表すために上に献上するものである。

3、中琉関係の中における貢の役割

朝という言葉は、拝見する意味をも持ち、下級の者が上級の者に謁見する時にしか使わないから、朝貢という言葉は、はっきりした高低・上下の関係を表している。

もし、冊封関係が封を受ける者が自分に封を授ける人に所有されているのを認めるものであるならば、朝貢関係も、朝貢する者が貢を受ける者を自分よりなんらかの形で、高い地位にあるという認識にたっていることになるであろう。

中国の琉球山北王への最初の冊封は、洪武二十九（一三九六）年に攀安知に対して行った冊封をはじめとし、琉球中山王への最初の冊封は、永樂二（一四〇四）年に武寧に対して行った冊封を始めとしている。しかし、中国と琉球との「宗主」と「藩属」・上下・高低関係の正式な確立は、それより二十数年も前の「洪武五（一三七二）年十二月、中山王察度が弟の泰期等を遣わして、載に随いて、入朝し、方物を貢する」（9）時から始まったと思われる。

朝貢するというのは、自分を甘んじて相手の臣下だと認めることであり、相手に請封するというのは、自分が相手に所有、支配されているのを認めていることになる。ですから、朝貢は、冊封（請封）の前提であり、冊封は朝貢という単純な上下関係が天子と臣下という所有と被所有との関係に発展したことを意味している。したがって、琉球国王の察度は、一度も中国から生前授封を受けたこと

はないが、朝貢と給賜（特に印の下賜）の過程を通し、間違いなく、中国と正式な君臣関係を作った。その後、中国は、琉球の国王に対する任命権をしっかりと握っていた。明初から清末までの五百年の間、琉球国王（中山、山南、山北）の位に就いた人は、三十一名であり、中国が琉球に勅封（死後推封）を授けた者は二十六名に及ぶ。

その中に、勅封を受けずに国王の位に就き、国王として最後を遂げた人もいた。「例えば、尚貞の世子尚純が位を践まずに卒し、その長子尚益も冊封を受けずに卒し、その長子尚敬が冊封を受けた例がある」ことから、東恩納寛惇氏は、「冊封といっても、内政の干渉を受けるでもなく、名義だけのことで、冊封によって初めて、国王としての効力が発生するというわけでもない。……朝貢関係は単なる国際儀礼に過ぎない」（10）と述べた。確かに尚貞の世孫尚益が冊封を受けずに国王の位に就いたことは、事実である。

しかし、これで中国は尚益の正当性を承認したことになるということとは意味が違う。というのは、尚益の長子である尚敬に国王の位を襲わせるため、冊封する場合、中国は、尚敬を尚益の世子という名義を用いて、冊封したのではなく、中国の冊封を受けた尚貞の曾世孫として、冊封したからである。中国の世襲順序では、世子、世孫、曾世孫となっているが、これに従えば、世孫よりも世子が優先されるべき、曾世孫よりも世孫が優先されるべきである。尚貞の「曾世孫尚敬」よりも尚益の「世孫尚敬」が先に出てくるべきであり、また「世孫尚敬」よりも「世子尚敬」が先に出てくるべきである。

「世子尚敬」というような記載も、正当な後継ぎの意味で『聖祖実録』の中にあつたが、しかし、皇帝の任命に関する詔書、勅書という下行文書や琉球国と福建との間に交わされた咨文という平行文書の中には、始終、尚貞の「曾世孫尚敬」(11)として出ている。

中国は、一旦、朝貢を受けるといふ形を通して、琉球と「上国」対「藩属」。上下・高低の関係を含む冊封朝貢関係を正式に確立すると、琉球国王の勅封を怠けたたことがない。明清交替期という激動の時期でも、琉球からの請封を受けた「小さい朝廷」が琉球への冊封を決定した(12)。

言い換えれば、琉球国王である察度は、中国から正式に生前授封を受けていないが、その代わりに、朝貢関係を通して、積極的に中国と冊封朝貢関係を確立し、それ以後の五百年の間において、国王が交替すること、中国からの勅封を受ける基礎を造つたのである。

これより考えると、琉球にとっては、最初の朝貢関係―楊載と泰期の派遣が、生前授封実施の基礎を作つた役割を果たしたと言つていいように思われる。楊載は冊封に関する事は、何一つもせずに、ただ「即位建元の詔をもつて、その国に告げた」だけであつた。しかし、一六一九年における清の冊封使である徐葆光の『中山伝信録』の中では、楊載は冊封使の一人として加えられた(13)。のちに、島尻勝太郎氏をはじめとする研究者たちが、楊載を最初の冊封使として見た理由もここにあるかも知れない(14)。

以上、君主関係確立の角度から、朝貢と冊封との作用・関係を観察してきた。冊封と朝貢とは、内

容が相違するのみならず、その性質についても、レベルの違うものと言える。冊封が抽象的で、礼儀的などところに重みがあるとすると、朝貢は物質的なもので、述べてきた儀礼的なものがモノとしての具現である。

この冊封朝貢の中で下が敬意と順従を表すためにものを捧げる朝貢に対し、給賜（賜与、下賜とも言う）という行為が存在する。

二、賜

給賜は上から下に上の身分・尊厳を表すために物質を下賜することである。意味するところは二点ある。一つは、上下関係を表し、物が上にいる人から下にいる人へと下りてくることである。第二は、同じ下だと規定された者同士の関係から言うと、さらにランク、または、差を付けることである。琉球と中国との往来歴史の中で、国王、王舅、王弟、国相、使者らに「鈔、文綺、衣服」などを下賜した場合は、ほとんど「有差」と明記している(15)。

このような特徴を持った給賜は、冊封、貢朝、行事参加のいずれの場合にも現れてくる。中国入りをする場合、課税されない貢物は商品でない(16)のと同じように、給賜されたものも商品になつてはならないのである。「各夷の得た下賜品は市場の開かれる日、売つてはならない」(17)と規定されている。

給賜と朝貢は、確かに物と物との交換ではあるが、しかし、この物物交換は、今日の貿易と同等であるか否かは、なお断定できない。少なくともはつきり言えるのは、貿易の必須条件である平等が冊封朝貢の理念に反することである。

1、下賜品の中にある冠帯

あえて中国が琉球に勅封した原点―生前授封のきっかけを求めるのならば、洪武十六の一三八三年になるであろう。そして、琉球全土に任命権の行使を遂げたのは一三八六であろう。一三八三年は中国が使者を通じて一番早く中山王と山南王に印を賜った年である。一三八六年は朝貢に来た使者を通じて山北王にも中山王と山南王と同様に「鍍金の銀印を賜った」年である。

察度への諭祭と武寧への勅封の根拠は、洪武三十一（一三九八）年の冠帯下賜にあるという見方もあるが、冠帯の下賜は、元来、冊封の範疇に入るものでなく、下賜の範疇に属する要素である。初期頃の下賜品の中には、いつも、冠帯のみならず、王様の冠服や各ランクの官吏に着用する服の生地としての織物なども入っていることが明らかである。例えば、尚巴志などの中山王への下賜品は、本人へのもの―皮弁冠服、その部下へのもの―ランクの差がつけられている織物からなっている。皇帝から尚巴志などの王に下賜品を与えることは、君臣という上下関係の存在を確認したのみならず、尚巴志などの王の権威を確立させるとともに、この王を通じての琉球秩序の整理をも可能にしたのである。

琉球に冠帯を下賜した歴史を見ても、それは、冊封制度の一部分として継続されたものでなく、琉球側の要請により、現象として中琉交渉史に、ある時期において、連続的に登場したのみである。そして、冠帯下賜の目的が明らかにそれぞれ違っているのである(18)。任命の角度から、ある程度の意味合いを持つてはいるが、実質的なものでなく、あくまでも補助的な役割を果たしている。

この冠帯、冠服と織物といったモノの下賜より、印の賜与のほうが生前授封と同じ次元にあり、死後推封(琉球勅封)に使われる勅書下賜の論理と共通している。

2、下賜品の外に存在する印・勅書

印の意味付けが象徴的に現れるのは、王朝交替の時期である。明朝廷との関連で、元・明の交替、明・清交替際の明朝廷の行動を見てみる。

明朝廷ができあがった後、辺境地域においては、印を納めた元朝の官吏のことを「順」と称え、忠誠を示した臣下として見なし、彼らに新しい印を与え、それなりの職に就かせていた。明朝が滅び、明清が交替した後、清朝廷が琉球を相手に、ある要求を提出した。それは、琉球側の心配した弁髪というヘアスタイルの強制でも、長袍という服装の強制でもなく、印を納めることであつた。そして、わざわざ琉球に謝必振という使者を派遣し、勅旨をもたらし、明の印を返すようと要求した。明の印が返還された二年後に、琉球国世子である尚質の請封を受け入れ、勅封を実行した。

印を納めるといふ臣下としての順を表明することは、勅封を受ける前提となっていた。明朝廷は、罪を犯した官吏の官印を没収することにより罷免することから見ても、印は、官位の実権につながっていることは明らかになる。まさに印は、その位の頭としての効力を發揮できる道具そのものであるう。

前述したように、清朝廷は琉球に明から下賜された印の返還を強く要求したにもかかわらず、明朝廷の服を納めるように、と要求したことはない。それどころか、清代になってからも、勅封の儀式を挙げる際にも、琉球国王が明代様式の服を着ていたことは周知の通りである。

印と冠帯の下賜とは、同レベルの下賜品として考えられがちであるが、このように、発行した時点のみならず、回収する時点をも視野に入れれば、これに関する二つの使途の相違点が明確である。印を新たな視点で見直すことにより、琉球史に以下のように新たな問題提起もできる。

(1) 割拠時代における王の数

三王割拠時代において、琉球には四つの支配系統が存在する時期があったと思われる。というのは、複数勅封期（一三九六―一四二五年）に属する一三八八から一三九七年までの九年間において、琉球からの進貢者は、中山王（察度）、山北王（帕尼芝、岷、攀安知）、山南王（承察度）のほかに、山

南王王叔と称する汪英紫氏という人もいたからである(19)。

汪英紫氏の最初の進貢は、一三八八年であり(王弟の函寧壽と二人の名義であったが)、ちょうど日本、暹羅、安南などの地域の、王以外の人からの貢物がたびたび中国に却下される時期であった。日本や安南と同様に、王ではない山南王王叔からの貢物も却下すべきである。しかし、山南王王叔からの貢物を受け入れた。これは、山南王王叔も、その地元の支配者であるという判断以外に、いかなる理由があつたのであろうか。

一三八七年から一三九七年までの十年間にわたる朝貢の回数を見ると、察度は十六回、山北王の帕尼芝、岷、攀安知の三人は七回、承察度は四回であつたのに対し、王叔汪英紫氏は六回であつた。

そして、この中で、洪武二十八(一三九五)年、「琉球国山南王叔である汪英紫氏が、その臣である耶師姑等を遣わし、中山王である察度が亜蘭匏を遣わし、貢物を進めた」とあり、汪英紫氏に関する記録が、中山王より先に『明実録』に出ている。そして、耶師姑のことを汪英紫氏の臣であると表現している。汪英紫氏の臣である耶師姑と言えるのは、汪英紫氏は耶師姑の王であるからであろう。

洪武二十九(一三九六)年、汪英紫氏が「馬を五二匹、硫黄を七千斤、蘇木を千三百斤進貢した」とあり、もつとも量の多い貢物を進めた。いずれも、政治的にも経済的にもかなりの力を持つことを物語っている。

汪英紫氏は王であるもつとも、有力な証拠は、印の下賜である。皇帝から山南王承察度に洪武十六

(一三八三)年、洪武十八(一三八五)年と二回にわたり、駝鈕鍍金銀印を下賜したのである。承察度の使者たちは、どのような説明をしたかわからないが、山南王叔のためにもらった可能性は高い。二つ目の駝鈕鍍金銀印をもらった三年後の洪武二十一(一三八八)年に、山南王叔である汪英紫氏は、はじめて進貢者として中国に登場したのである。

洪武十八(一三八五)年から洪武三十(一三九七)年までの十二年間、洪武帝から四つの駝鈕鍍金銀印が琉球に下賜された。生前授封と同様な役割を持つ印であるから、四人を王として任命したことになる。その印はいかなる印文であったのか興味深い。

(2) 明清交替期における琉球側の策略

明代においては、中国が琉球に合計、五つの印を下賜した。

洪武十六(一三八三)年正月乙巳条、「琉球国中山王の察度に鍍金銀印を詔により下賜した。……山南王の承察度に対しても同じである」(20)。

洪武十八(一三八五)年正月丁卯条、「……駝鈕鍍金銀印を二つ以って山南王の承察度と山北王の帕尼芝に下賜した」(21)。

景泰五(一四五四)年二月己亥条、「琉球国の国事を掌る王弟の尚泰久が使を遣わし朝貢に来させ

た。長兄である国王の金福が死亡したため、次兄の布里と姪の志魯が争い、王府の庫を焼いたりし両方とも絶った。原来、下賜した鍍金銀印が溶かされて、もう無い。今、本国の臣下である庶民たちが、私を推し、国事をあずけている。(新しい印を)作って下賜するよう乞いたい。もって、邦の民を鎮めるに用いると上奏してきた。担当部門に命じ、与えた」(22)とある。

このように、印を中山王に二つ、山南王に二つ、山北王に一つ下賜したのである。つまり、洪武十六(一三八三)年正月、中山王の察度と山南王の承察度に一つずつ下賜し、洪武十八(一三八五)年正月、山北王の帕尼芝と山南王の承察度に一つずつ下賜し、景泰五(一四五四)年二月、中山王の尚泰久に一つ下賜したのである。この印に関して問題が出たのは、明清交替期である。

明末、琉球国の世子である尚賢が、請封の使者を中国に遣わしたが、福建に足止めされたまま、清朝の成立を迎えることになった。清の順治三(一六四六)年、北京に送られ、請封したが、「前朝の勅と印が未だおさめていないため、受封すべきではない」という理由で、順治四(一六四七)年、帰国させられた。その後、尚賢が世子と称じ、順治十(一六五三)年、進貢使を派遣した。順治十一(一六五四)年、また、使者を派遣し、明朝の勅書を二つ、印を一つ納め、請封した。皇帝が「世子の尚賢が時勢を識り、ただ、明倫のみを奉じ、……誠を抒べ、表を進め、旧い詔・勅・印をおさめてきた……甚しく之を嘉とした」(23)と認め、故に、請封を許可し、張学札らを冊封に行かせた。

康熙二(一六六三)年、冊封の礼が終わった。これは清朝廷の琉球に対するはじめての冊封である。

このことにより、琉球との関係において、清朝廷が中国側の正統者として明政府に取って代わること
に成功した。この時期における琉球の対応が柔軟性のあるものとして歴史学界で高く評価されている
が、しかし、これを柔軟性有無の問題として見てよいか否かという疑問が残っている。

明清交替期という肝心な時期においては、琉球側が清朝廷に対して、小さくない策略を取った。世
子の尚質が納めてきた印は、景泰五（一四五四）年に尚泰久に下賜した印ではなく、洪武十六（一三
八三）年の察度への印であった（24）。したがって、以下の謎が出てくる。

i 尚泰久の使ったトリック

「原来（一三八三年）下賜した鍍金銀印が熔され、もう無い」と尚泰久は中国に報告したが、戦火
に毀し、無くなった事実はないのではないのか。尚泰久は「邦の民を鎮めるのに用いるために、本国
の臣、庶に推され、国事を権けている私に、（新しい）印を作り下賜するよう乞いたい」と言ってい
たが、「邦の民を鎮めるのに用いる」という目的以前に、中国皇帝からの印の威力を権力闘争の中で
発揮させたいという尚泰久の動機があったのではないのであろうか。尚泰久時代の謎がはっきり出て
くる。

ii 尚質の真意

景泰五（一四五四）年に尚泰久に新たに印を下賜したことは、洪武十六（一三八三）年の察度への
印の失効を意味している。言い換えれば、一四五四年の時点では、察度への印は、王としての象徴の

意味においては、すでに否定されてしまったのである。尚質時代の順治十一（一六五四）年に至っては、洪武十六（一三八三）年の察度への印は、骨董品か文化財的な意味しか持っていないはずである。尚泰久の代から尚質の代にいたるまで、洪武十六（一三八三）年の察度への印が使用されたとは考えられない。また、尚泰久の代から尚質の代までは、第一尚氏から第二尚氏に交替する変化があった。この王統更迭という激動の歴史の中で、察度への印は、如何に受け継がれたのか、尚泰久に下賜した印は、その後、どのような運命を辿っていたのかという謎となっている。

尚質が歴史的に代々と伝えられてきた正当性を持つ中山王の印を、数多くの勅書とともに隠蔽し、清朝廷に納めなかった⁽²⁵⁾。これは二百年以上も臣下として自称してきた明朝廷に対する忠心なのか、少数民族の清朝廷に対する複雑な感情から来るものなのか、それとも、保身的な立場から情勢を観望する方針なのか不明である。しかし、明清交替期においては、尚質が清朝廷に不信感を持っていたことは事実であろう。琉清交渉史の始まりはこのような謎めいた部分も潜められていた。

皇帝から印をもらった尚泰久は、王位が臨時的に預けられていた人から、中山王になった。もらわなかった人との間に差がここに現れたのであろうか。尚質が危険を犯してまで、正当性を持つ印の存在を隠し、清朝廷に返さないのは、明朝からの印の権威性を身に沁みるほど知っていたからであらうか。

終わりに

貢品は、あくまでも方物であり、一地方の物である。中国は、質量ともに問わないし、何を貢物にするのも干渉しない。貢品を進めるのは、あくまでもこの一地方の王であり、長である。何を貢物に決めるのも、進貢側の自由である。

進貢とは、一地方の王が自分の管轄下にある地方の産物を貢物として選び、定期的に皇帝に捧げることである。この土地で取れたもの―貢物を通じ、この土地に対する自分の責任を表明し、皇帝に報告することにより、皇帝との上下関係を確認するのである。定期的に朝貢を行うことは、皇帝とのこの上下関係が時間的にも絶えることなく、継続されていることの表明である。進貢を通して琉球が皇帝との間において、空間と時間における繋がりを保ったのである。

賜とは、皇帝から臣下への物である。この物として皇帝の身分に相応しいものが与えられるのは、当然のことである。織物を選ばれた理由として考えられるのは、二点ある。一つは、その時代のもっとも先端的な技術が用いられ、出来上がった織物そのものは、一種の特権と富を代表しているからである。もう一つは、織物自体は、「野^や」に対抗する「文^{ぶん}」（「飾り」や「修飾」など）の意味合いが表現されているからである。

また、もらう側も、皇帝から下賜されたということ、一種の名誉として受け止めるのである。こ

のように下賜品は、君臣という上下関係を明らかにできるのである。これだけではなく、同じ臣下であつても、臣下同士に存在している差を明らかにする機能も持っているのである。言い換えれば、縦にある上下関係と平行にある差や相違などが存在するのを確認し、より細かな秩序を確立させ、整理するのである。

言わば、皇帝が王たちに下賜したのは、一種の秩序であり、制度であり、文明であつた。織物というモノを通しての表現であつた。

貢と賜は、ペアとして存在し、対を成している。貢は下から上へと、賜は上から下へと、移動の方向性が反対となっている。

王印や勅書などは、皇帝から下に出されていていゝるもので、一見、下賜品に見える、しかし、これは、冊封を完遂させる不可欠な道具の一つで、下賜品よりさらに直接的に、緊密に、冊封と関係を持っている。このような秩序の確立や維持のために、貢品や下賜品よりも、重要な働きを持っている。したがつて、琉球国の王印、勅書のあり方や行方を追うことにより、琉球史の謎を解く鍵を握つてしまふ場合もあるのである。

注…

(1) 『明史』卷三三〇 朝鮮列伝二〇八、外国二、八二八〇頁 中華書局 以下同

- (2) 『明史』卷三三四暹羅列伝二二一、外国四、八三六〇頁
- (3) 「華夷体制と日本」浜下武志「参考書誌研究」第四五号 国立国会図書館専門資料部 一九九五、一〇
- (4) 徐葆光『中山伝信録』冊封使録関係資料(原文編) 那霸市史資料編 第一卷三 那霸市史編纂室 以下同
- (5) 『清史稿』琉球列伝三二三、属国
- (6) 『明太祖実録』卷七六 洪武五年九月甲午
- (7) 『明史』卷三三四
- (8) 『明英祖実録』正統二年六月甲子
- (9) 『明太祖実録』洪武七年十月庚申
- (10) 『沖繩の歴史』東恩納寛淳
- (11) 『中山伝信録』徐葆光 冊封使録関係資料(原文編) 那霸市史資料編 第一卷三 那霸市史編纂室 冊封詔勅、二五頁
- (12) 『歴代宝案』校訂本 沖繩県教育委員会 以下同
- (13) 『中山伝信録』徐葆光 冊封使録関係資料(原文編) 那霸市史資料編 第一卷三 那霸市史編纂室 冊封詔勅、一八頁
- (14) 「那霸市史資料編第一卷三〈解説〉」島尻勝太郎 冊封使録関係資料(原文編) 那霸市史資料編 第一卷三

(15) 「有差」と明記され、『明太祖実録』や『明史』の朝貢記事に登場する。

(16) 『大明会典』卷百十三 礼部七十一、給賜藩夷通例、一六六三頁

(17) 『大明会典』卷百十三 礼部七十一、給賜藩夷通例、一六六三頁

(18) 『明実録』洪武二十五年五月庚寅、洪武二十七年三月己酉

永樂八年六月乙午、皇帝からの下賜品については別稿に譲ることにする。

(19) 「中国（明朝廷）の琉球に対する勅封の歴史」を参照

史料編纂室紀要第二七号二〇〇二年 沖縄県教育委員会

(20) 『明太祖実録』洪武十六（一三八三）年正月乙己条、「琉球国中山王の察度に鍍金銀印を詔により下賜した。

……山南王の承察度に対しても同じである」（詔賜琉球国中山王察度鍍金銀印。……山南王承察度亦如之）。

(21) 『明太祖実録』洪武十八（一三八五）年正月丁卯条、「……駝鈕鍍金銀印を二つ以って山南王の承察度と山

北王の帕尼芝に下賜した（……以駝鈕鍍金銀印二、賜山南王承察度、山北王帕尼芝）。梅木哲人も指摘している。二回、駝鈕鍍金銀印を下賜したのである。

(22) 『明実録』景泰五（一四五四）年二月己亥条、「琉球国の国事を掌る王弟の尚泰久が使を遣わし朝貢に来させた。因って長兄である国王の金福が死亡した。次兄の布里と姪の志魯が争い、府庫を焼いたりし両方とも絶った。もともと、下賜した鍍金銀印を熔かし壊してもう無い。今、本国の臣下である庶民が私を推し

国事をあずけている。(印を)作って下賜するよう乞いたい。もって、邦の民を鎮めるに用いると上奏した、担当部門に命じ、与えた……」。〔琉球国掌国事王弟尚泰久遣使来朝貢、因奏長兄国王金福、次兄布里与姪志魯争之。焚烧府庫、兩傷俱絶。将原来賜鍍金銀印熔壞無存。今本国臣庶、推臣權国事、乞賜鑄換、用鎮邦民、命所司給之……〕

(23) 『清史稿』 琉球列伝三二三、属国 「前朝勅印未、不便受封」

「世子尚質達時識勢、祇奉明倫、……抒誠進表、上旧詔勅印、……甚嘉之」

(24) 『歴代宝案』 一一〇九―一〇六

(25) 同上、琉球史上王印の謎とこの歴史事実を琉球史の課題としてどのように捉えるべきかについて、「沖繩タイムス」で二〇〇一年七月一六日からの三日連載で私自身の考え方を示している。御参照。

※ これは一九九八年一〇月に法政大学人文科学研究科（日本史専攻）に提出した博士論文の一部分である。在学中、村上直、中野栄夫両指導教官をはじめとする多くの方々のお世話となり、深く感謝しています。また、今回、発表する際、法政大学沖繩文化研究所安江孝司所長をはじめとする方々のお世話になり、厚く御礼を申し上げます。